

平成23年 第12回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 平成23年7月15日（金） 開始時刻 午後1時00分
- 2 場所 宇都宮市役所教育委員室
- 3 出席委員 藤原委員長，大場委員，大矢委員，松江委員，伊藤教育長
- 4 説明員 手塚教育次長，水越教育監，小堀学校教育課長
広野教育企画課長，上澤教育センター所長，秋山総務担当主幹
- 5 書記 君島教育企画課長補佐，渡邊係長，田中係長
田上総括主査，川口主任主事，東原指導主事，半田指導主事
金田指導主事，和田指導主事
- 6 傍聴者 6名
- 7 議題

(1) 審議事項

議案第25号 平成24年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について

議案第26号 職員の人事について

(2) 報告案件

報告第53号 平成23年6月議会一般質問の概要について

報告第54号 お盆期間の学校業務休止について

8 議事の内容

- 委員長 ただいまから，平成23年第12回宇都宮市教育委員会を開会いたします。
- 委員長 本日の審議案件のうち，議案第25号「平成24年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択」につきましては，意思形成過程であること，かつ，公正な審議を確保する必要があることから，採択の審議に関わることは，非公開として，よろしいでしょうか。また，議案第26号「職員の人事について」につきましては，人事に関する案件のため非公開として，よろしいでしょうか。
- (全員賛成の場合)
- 委員長 また，「教科書採択審議の会議録」につきましては，会議録を作成し，情報公開請求があった場合，公開する取扱いとしております。
- 委員長 本日もについても，これまで同様会議録を作成することでよろしいでしょうか。
- (全員賛成の場合)
- 委員長 本日の会議録の署名委員は，大矢委員，松江委員にお願いいたします。
なお，本年度の教科書採択に関わりまして，要望書等が教育委員会に寄せ

られております。机上に文書にて配付させていただきましたので、ご連絡申し上げます。

委員長
委員長

まず、報告事項からお願いします。
報告第53号「6月議会一般質問の概要について」説明をお願いいたします。

総務担当主幹

【説明要旨】

6月議会の一般質問の概要について説明

委員長
委員長
委員長

説明が終わりましたが、質疑などありますか。(特になし)
このとおり承認してよろしいか。(全員了承)
それでは、報告第53号を承認いたします。

委員長

次に、報告第54号「お盆期間の学校業務休止について」説明をお願いいたします。

学校教育課長

【説明要旨】

8月13日～16日(お盆期間)を学校業務休止する日に設定する目的、またそれによる効果や対応について説明

委員長
委員長
学校教育課長
委員長

説明が終わりましたが、質疑などありますか。
来年度以降も実施するのか。
今回支障がなければ、来年度以降も実施する方向で検討したい。
節電効果もあり、学校職員のリフレッシュにもなるということで、大変よい事である。

委員長
委員長

このとおり承認してよろしいか。(全員了承)
それでは、報告第54号を承認いたします。

委員長

次に、審議事項に入ります。

委員長

それでは、議案第25号「平成24年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について」の審議に入ります。

委員長

審議を円滑に進めるため、各種目の審議の前に、教科書採択事務の概要説明を求めるのがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。
(全員了承)

委員長

それでは、教科書採択事務の概要について説明願います。

学校教育課長

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び施行令第14条により、教科書は4年間同じものを採択することになっている。

ただし、学校教育法附則9条により、小・中学校の特別支援学級用教科用図書の採択については、毎年追加採択することができる。

今年度は、来年度から中学校において完全実施となる新学習指導要領の内容を踏まえた中学校用教科用図書及び小・中学校の特別支援学級用教科用図書について採択する。

また、小学校教科用図書については、昨年度、採択替えを行ったことから、今年度は、昨年度と同一教科用図書の採択となる。

採択地区については、本市と上三川町は、共同採択地区を構成しており、種目ごとに同一の教科書を採択することになる。

採択事務の流れについては、5月18日に第1回目の協議会が行われ、6月6日、7日、9日の調査員会において、すべての教科書についての調査研究を行い、その結果をもとに、7月7日、8日の第2回協議会において、教科書の選定をさせていただいている。

本日の教育委員会では、採択協議会での選定結果を踏まえ、教科書の採択をすることになる。

なお、上三川町では、7月25日の教育委員会で採択される予定だが、両方が一致しなかった場合は、一致するまで採択調整会を行うという流れである。

センター所長

特別支援学級においては、児童生徒一人一人の発達段階が様々であることから、地区で教科用図書を採択するのではなく、児童生徒一人一人の状況に応じて、使用する図書を担任が保護者の意見を聞きながら選ぶことになるが、その際教科用図書として使用することができる図書は3種類ある。

「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」（検定本）は、通常の学級で使用する教科用図書である。「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」（著作本）は、特別支援学校用の教科用図書で、国語・算数（中学校では数学）・音楽の3教科に該当図書がある。「学校教育法附則第9条に規定されている図書」（附則9条図書）は、一般に市販されている図書の中から選定・採択して使用するものである。

各小・中学校の特別支援学級においては、これらの3種類の中から、毎年度、教科種目ごとに1冊ずつ、一人一人の状況に応じて使用する図書を選ぶことになるが、選ぶ際の考え方として、当該学年用の検定済教科書を検討し、それが適当でない場合は、当該学年よりも下の学年の検定済教科書、または文部科学省著作教科書の検討を行い、それでも適当でないときに附則第9条図書を選ぶという順序性がある。

今回は、一般に市販されている図書を附則9条図書（教科用図書）として採択してよいかどうかを判断することになる。

学校教育法附則第9条図書の採択の流れについては、4年に1度、すでに採択されているすべての図書について、新しい学習指導要領や社会の動きに合っているかどうかなどを再調査するとともに、新たに追加したい図書についても調査を行い、その後の3年間は、新たに追加したい図書についてのみ調査研究を行うことになっている。今年度は、新たに追加したい図書についてのみ審議する追加採択の年である。

なお、附則9条図書の採択については、文部科学省から「可能な限り系統的に編集されるとともに、教科の目的に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと」との指導があり、適切な図書がない場合は、採択されない教科が出ることもある。

委員長
委員長

説明は終わりました。ご質疑等ございますか。(特になし)
では、引き続き、審議に入ります。関係者以外の方は退席願います。

・・・・(非公開の審議の開始)・・・・

・・・・(非公開の審議の終了)・・・・

委員長

次に、委員の皆様からご意見などあればお願いします。(特になし)

委員長

ほかにないようですので、事務局から何かございますか。

事務局

[次回教育委員会の開催について]
7月22日(金)午後2時 定例会

委員長
委員長

ほかにありますか。(特になし)
以上をもちまして、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 16:55